

享保五子年四月

御勘定奉行

〔天明集成絲綸錄 四十一〕安永九子年十二月

御勘定奉行江

内山七兵衛組同心見習

内田權平○以下略

金三兩宛

右ハ亥年○安永見習被仰付無足ニ付當暮より願之通御救金被下之

右之通申渡候間可被得其意候

〔寶曆集成絲綸錄 二十四〕寛延四未年九月

御勘定奉行江○  
中略

猪御犬牽見習

直井喜四郎

同

品川甚藏

右兩人見習御免無足に成當年分之御切米御扶持方は被下之

右之通申渡候間得其意可被談候

〔幕朝故事談〕諸候

時服

大名衆元日頂戴の時服を二月十五日著用致す事は十五日迄の登城は皆熨斗目にてふくさ小袖を著する日無之故也因て十五日に著用不致れば廿八日でも其以後にても宜きなり十五日に著用して又廿八日に著用して○此間恐有誤脱棄物有之節はもとよりの御目付へ届候事也御徒目付立合改候上子細無之候得ば町奉行所へ出す十五日立候て闕所倉に入る事なり御目付への届三日迄延引致候分ハ不苦候事棄候譯不相知候段具に奉行所へ申達し品物相渡候事也○中時服被下御旗本熨斗目大名は綸子四品以上しゝら熨斗目三位以上の御下著は白綾なり元日より三日迄拜領の者十五日著登城是服有之○以上四字之間疑有誤脱禮義なり